

EU離脱をめぐる英国内政の現状①

- ◆ 2月26日、メイ首相はEUとの協議状況及び離脱期限延長の可能性を含む今後の方針を議会に説明。
- ◆ 27日、英議会はメイ首相の方針に留意する決議を可決。ほか、複数の修正案を可決。
- ◆ 英議会審議は、3月中旬が重要局面。

メイ首相が示した今後の議会審議方針

- ・遅くとも**3月12日までに2回目の離脱協定案承認の採決を実施**。(注:1回目は1月15日に大差で否決)
- ・可決されなければ、**3月29日に合意なき離脱を行うかどうかを問う動議の採決を実施(3月13日までに)**。
- ・合意なき離脱が拒絶された場合、**離脱期限を短期間延長(※)するかどうかを問う動議の採決を実施(3月14日)**。
⇒可決されれば、延長をEUと合意することを追求し、必要な措置をとる。

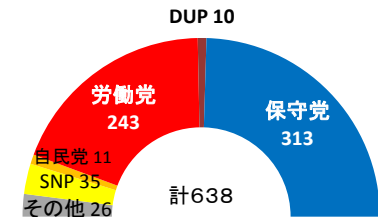
背景 [ラッド雇用年金相他2名の閣僚が離脱期限延長を求めると表明し、クーパー議員(労働党)提出の離脱期限延長に関する修正案への超党派支持も見込まれた。クーパー議員等提案の内容をほぼ受け入れた形。]

(※)メイ首相は欧州議会選挙の関係もあり、**延長は6月末を超えず1回限りであるべきと主張**。

議会による修正案(27日の採決結果)

- 市民の権利に関する修正案(超党派議員提出)…全会一致で可決(政府支持)
 - ・市民の権利に関する離脱協定の内容を英国のEU離脱に先立ち実施するとの英EU合同コミットメントを可及的速やかに追求すべきことを政府に求めるもの
- メイ首相の今後の議会審議方針に留意する修正案(クーパー議員(労働党)等提出)
 - …502対20で可決(政府支持) ※一部保守党強硬離脱派は反対に回った。
- ✓ 包括的関税同盟、単一市場との緊密な整合等の労働党方針を政治宣言に反映すること等を求める労働党修正案は否決。

英下院の構成(2月27日現在)



※議席数は650。可決には過半数(320票)必要。

※採決に参加しない議長(1名(元保守党))・副議長(保守党1名、労働党2名)、登院しないシン・フェイン党(7名)、欠員(1名)を除いている。

- 下院による離脱協定案承認の見通しは依然不透明のまま。
- 離脱期限延長に関する下院審議、EUとの交渉についても予断を許さず。

メイ首相の提示した今後の審議日程

(EUとの協議結果を踏まえた) 離脱協定案の採決

可決

否決

政府は「3月29日に合意なき離脱を支持するか否か」を問う動議を下院に提出→下院が審議

否決

可決

政府はEU離脱期限の短期間延長を問う動議を下院に提出→下院が審議

※延長幅は修正により変更される可能性あり

可決

否決

延長に向けた措置がなければ

実施法制定

実施法制定に必要な限度で離脱期限延長の可能性

・英政府とEUが交渉
・議会承認含む必要な法的措置

・英政府とEUが交渉
・議会承認含む必要な法的措置

合意なき離脱

合意あり離脱

離脱期限延長

3/12まで

3/13まで

3/14

3/29

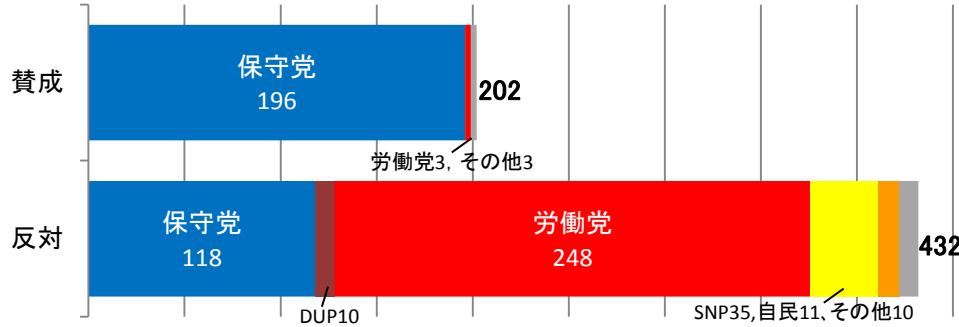
6月末

EU離脱をめぐる英国内政の現状②

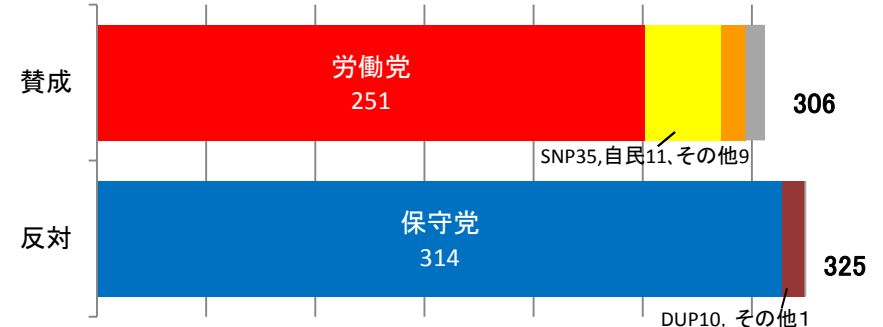
各党の情勢

- ◆ 保守党: 親EU派は、閣僚も含めて離脱期限延長を公然と要求。離脱強硬派は、引き続きバックストップの変更を主張(次頁参照)。
- ◆ DUP: バックストップについて離脱協定の法的拘束力ある変更を求める。合意あり離脱を選好。期限延長は合意妥結を何ら助けないとしているが、期限延長の採決における賛否は不明。
- ◆ 労働党: 再国民投票支持の8名の議員が党の離脱方針等を批判し、離党。執行部は、再国民投票を支持すると表明。(2月26日、コービン党首は、下院が承認した離脱合意に対する確認的な国民投票を行わなければならない旨発言。27日、コービン党首は、再国民投票を支持し、労働党の代替案や他の選択肢を含む他の可能な選択肢も求め続けると表明。同日、マクドネル影の財相は、次の離脱協定等の承認採決における再国民投票の実施に関する修正案の提示について言及。)
- ◆ SNP: 期限延長後も含めた合意なき離脱に反対。再国民投票に向けた秋までの期限延長に言及。
- ◆ 自民党: 再国民投票実施のための離脱期限延長を要求。

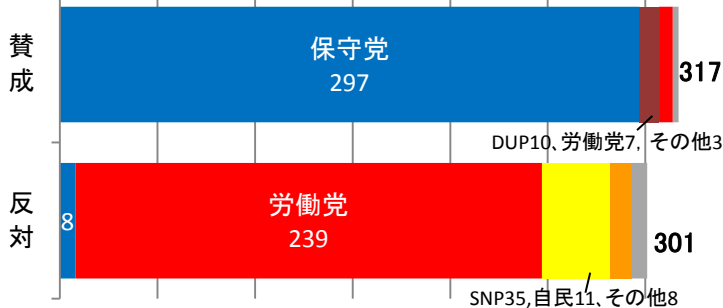
離脱協定等の採決(1/15) 202対432で否決



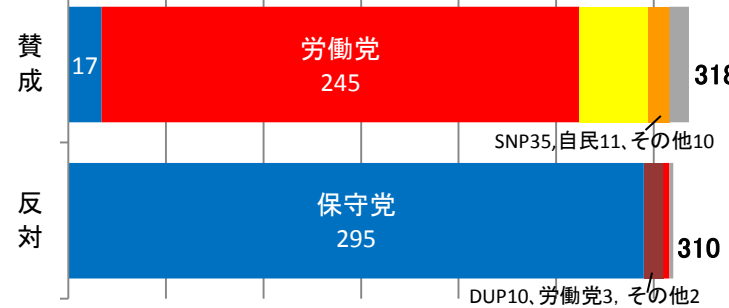
政府不信任動議の採決(1/16) 306対325で否決



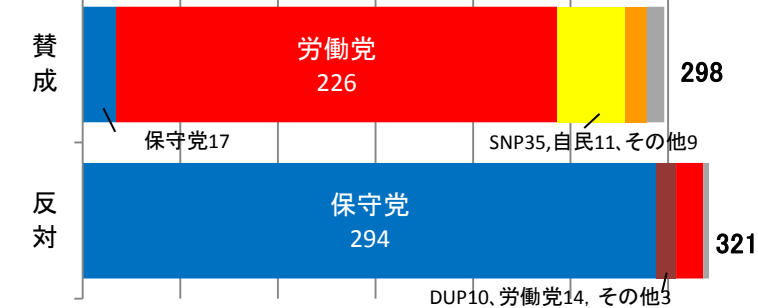
バックストップを代案に置き換えれば協定を支持するとの修正案(1/29) : 317対301で可決



合意なき離脱を拒否するとの修正案(1/29): 318対310で可決



離脱期限延期のための法案審議を求める修正案(1/29) : 298対321で否決



北アイルランド国境「バックストップ」について

北アイルランド国境「バックストップ」の概要

- ◆ 移行期間終了までに、英EU間で将来関係を規律する合意が成立しない場合に適用される。
- ◆ 英国全体にEUとの暫定的な「単一関税領域」を設定。北アイルランドには、EUの関税及び関連法令等が適用。
- ◆ 保険的措置の全部又は一部の適用の終了については、英EUで構成する合同委員会が検討し、決定する。

11月13日付け法務総裁の法的助言(12月5日に公開)

- ◆ 国際法上は、(北アイルランド)議定書は、後継合意の全部又は一部が置き換えるまで、無期限に存在することになる。
- ◆ 議定書は、英国が後継合意なしに適法に英国全土の関税同盟から脱退するメカニズムを規定していない。

12月13日付け欧州理事会結論文書

- ◆ バックストップが開始される必要がないように、後継合意の2020年12月31日までの締結に迅速に取り組む。
- ◆ バックストップが発動される場合であっても、後継合意に置き換えられるまでの間、一時的に提供されるものであることを強調する。後継合意の交渉及び迅速な締結に最大の努力を傾ける。

1月14日付けトウスク議長・ユンカー委員長発メイ首相宛書簡

- ◆ 離脱協定を変更する又は離脱協定と矛盾する内容に合意する立場にない。
- ◆ 12月13日の欧州理事会の結論は離脱協定のような国際協定を解釈する際の文脈の一部を成す。
- ◆ 離脱協定署名直後から将来関係の交渉体制を確立する。

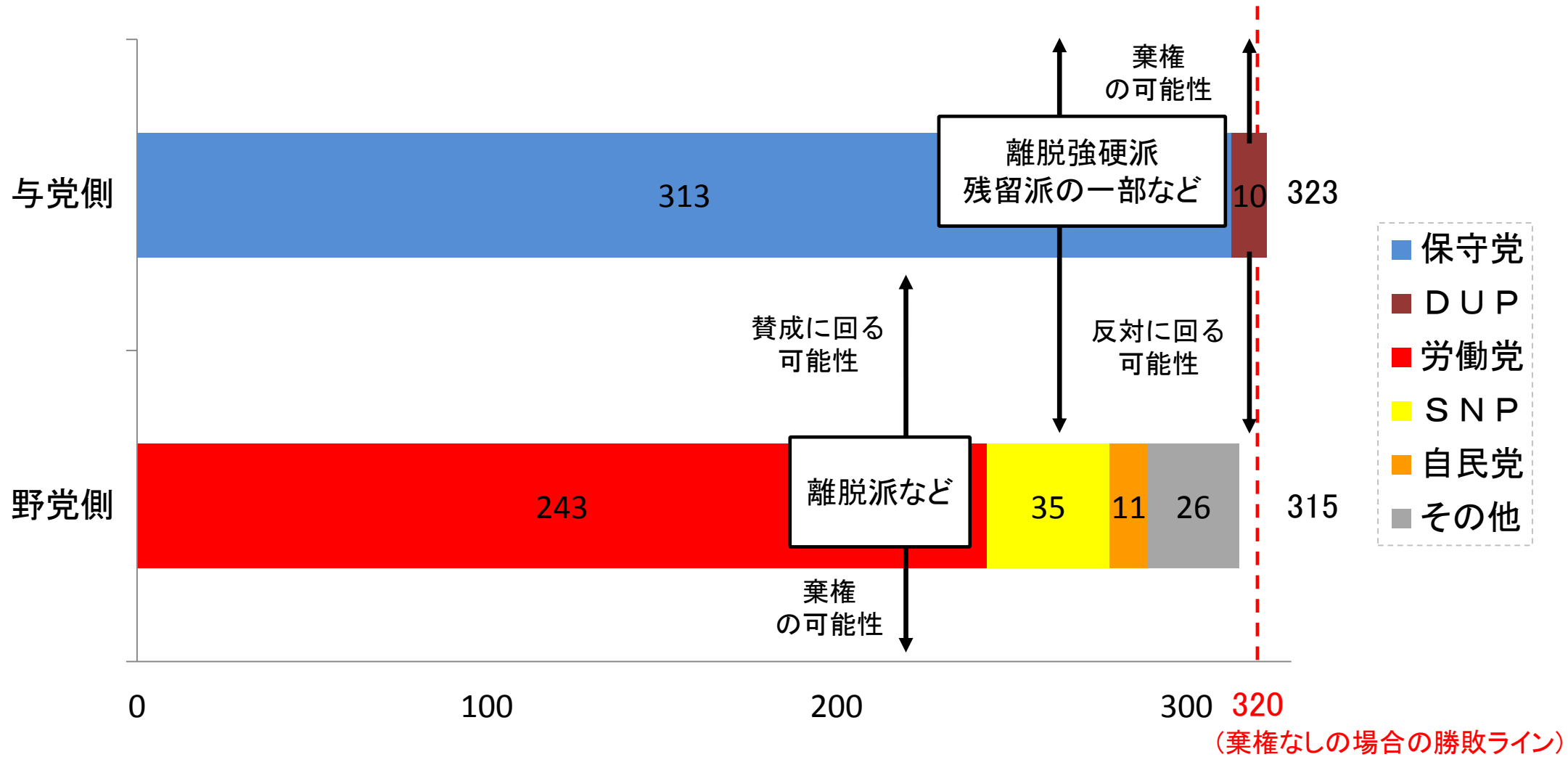
1月14日付け法務総裁発メイ首相宛書簡

- ◆ 12月13日の欧州理事会の結論は国際法上の法的効力を有する。
- ◆ EUがバックストップの諸規定の実施に頼ろうとする可能性は低いとの結論に傾いている。

保守党離脱強硬派・DUPの主な要求(報道)

- ◆ 法的拘束力を持ち、明確に離脱協定の条文を上書きする条約レベルの条項
- ◆ バックストップの暫定的な性質の単なる再強調・再解釈を越える言葉、法務総裁の「無期限に存在する」という法的助言の変更
- ◆ 時限又は一方的脱退メカニズム等、通商交渉が失敗した場合にバックストップから脱退する明確かつ無条件の道筋

【参考資料】議会下院の構成イメージ



【注意】

- 2月27日現在の会派構成。
- 採決に参加しない議長（保守党1名）・副議長（保守党1名、労働党2名）は含まれていない。
- シン・フェイン党（7名）は登院しないため含まれていない。
- その他、1名が欠員。

EU離脱協定案(概要)

前文

第5部:財政規定【第133条—第157条】

第1部:共通規定【第1条—第8条】

第6部:制度及び最終規定【第158条—第185条】

第2部:市民の権利【第9条—第39条】

議定書

第3部:離脱規定【第40条—第125条】

附属書I~IX

第4部:移行期間【第126条—第132条】

(全584頁)

主な項目

◆ 市民の権利

- 移行期間終了までに英国に居住を開始したEU市民及びEU各国に居住を開始した英国国民は、[移行期間終了後も居住・就労・勉学を継続できる](#)。
- 受入国は、当該居住者に対し、[これらの権利を付与する新たな居住資格への申請](#)を求めることができる。

◆ 財政処理

- 英国は2019年及び2020年のEU予算を引き続き支払う。分担割合は、関連するEU規則に従い、原則として、2014年から2020年までの英国及びEU加盟国の利用可能な独自財源の割合に基づいて決定する。
- 英国は、2020年12月31日までに発生したEUの債務(年金を含む)のうち応分の負担を行う。

◆ アイルランド及び北アイルランドに関する議定書

- [移行期間終了までに、将来関係において、南北アイルランドの物理的国境を避ける長期的措置が成立していない場合、英国全体に暫定的なEUとの「単一関税領域」を設定\(いわゆる「バックストップ」\)](#)。北アイルランドは、EUの単一市場と密接な規則・規制下に置かれる。
- [合同委員会は、議定書の全部又は一部の適用の終了について、検討し、決定する](#)。
- 英国は、将来関係成立への進捗状況を考慮して、移行期間延長の要求も可(合同委員会が決定)。

◆ 移行期間

- [2020年12月31日までの移行期間を設ける](#)。
- 移行期間中はEU法が英国に適用され、英国はEUが締結した国際約束における義務に拘束される。
- 合同委員会は、[2020年7月1日までに、1回に限り、1年又は2年の移行期間延長を決定できる](#)。

英EU間の将来関係の枠組みに関する政治宣言案(概要)

第1部:協力の基礎

共通の価値／高水準な個人情報保護へのコミットメント／英国によるEUのプログラムへの参加条件／共通の利益に係る対話及び交流

第2部:経済パートナーシップ

物品／サービス・投資／金融サービス／デジタル／知的財産・公共調達／モビリティ／運輸／エネルギー／漁業機会／国際協力／対等な競争条件

第3部:安全保障パートナーシップ

刑事分野における法執行及び司法協力／外交・安全保障及び防衛

第4部:制度的アレンジメント

構造／ガバナンス

第5部:今後のプロセス

(全26頁)

主な項目

◆ 経済パートナーシップ

- 物品: 自由貿易地域を創設する包括的な取決め。単一関税領域に基づく野心的な関税取決めにより、全ての分野の物品について、関税、手数料、数量制限なし。
- サービス及び投資: 野心的、包括的かつバランスのとれた取決め。サービス貿易に関し、WTOの約束をはるかに上回る自由化レベルを実現し、GATS第5条に従って相当な範囲の分野を対象とする。市場アクセス及び内国民待遇に関する規定。専門資格に関する適当な取決め。資本の自由な移動及び支払を可能にする規定。
- 金融サービス: 英国のEU離脱後、英EU双方において、可及的速やかに同等性評価を開始。2020年6月までに結論を出すよう努力。
- デジタル: 電子商取引、データの越境流通、オープンかつ安全なオンライン環境の構築の促進のための規定。
- モビリティ: 商用目的での自然人の一時的入国及び滞在に関する取決め、短期訪問者の査証免除等。
- 運輸: 包括的な航空輸送協定。旅客及び貨物輸送事業者に対する同等の市場アクセス。
- 対等な競争条件: 補助金、競争、社会及び雇用に関する基準、環境基準、気候変動及び関連税制等。

◆ 今後のプロセス

- 2020年末までの将来関係妥結に向け、離脱協定発効後可及的速やかに公式な交渉プロセス開始。